

セーフティネット保証1号の認定申請における必要書類等について

○制度概要

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者（指定事業者）に対し、売掛金債権等を有していることにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行う制度。

○認定基準

次のいずれかに該当すること

- （1）指定事業者に対し50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権または前渡金返還請求権を有すること。
- （2）指定事業者に対し50万円未満の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権または前渡金返還請求権しか有していないが、当該指定事業者との取引依存度が20%以上であること。

○指定事業者

指定事業者リストは中小企業庁のホームページで最新データが公開されています。リストは随時更新されますので、倒産した企業が指定されているか、最新の企業名や対象期間を必ずご確認ください。

○提出書類

- （1）認定申請書
・様式第1
- （2）指定事業者に対する債権（売掛金や前渡金等）の額が確認できる資料
（請求書の控え、納品書、売掛金元帳、銀行振込明細書、領収書など）
- （3）全体の売上高と指定事業者への売上高が確認できる資料 ※認定基準（2）で申請する場合のみ
（直近の決算書、確定申告書、試算表、法人事業概況説明書、売上台帳など）
- （4）事業所概要書
- （5）委任状 ※本人以外の者が申請する場合のみ

○注意事項

- ・本認定とは別に、金融機関や信用保証協会による金融上の審査がありますので、金融機関（保証協会を含む）との相談は十分に行ってください。
- ・認定申請に際して、申請者が金融機関担当者等に申請の権限を委任する場合は、委任状を提出してください。
- ・認定書には有効期限があります。有効期間は発行日から30日間となりますので、期間内に信用保証協会に保証の申込を行う必要があります。